

委員の件 大阪向上會 逸月 金平 提案
本件は工廠長の許可ある場合は市の醫者にも診察出来る様
規則にもあり、實際問題として決議せず其の都度處理する
事か効果ありとし撤回。

○緊急勸募

煙草従業員組合退職手當制定方要案の件

勸募員與に關する件 大阪煙草 變田 佐太郎 提案

本問題は詳細を一應本部で調査する事にし實行方法を中央
委員會に一任する 可 決

○緊急勸募

結核患者の即時解備反對の件

名古屋向上會 國枝 吉太郎 提案

結核患者を即時解備せず三ヶ月間療養せしめられたし、其

の結果により解備せらるるは已むを得ず
本問題も決議せず適宜なる方法を採る事か有利なりとし撤
回す。

四、大會に關する件

川村 保太郎 説明

次回は名古屋にて開催しては如何、時期は次年度年の九月
乃至十月中として來年度より大會は二年毎に一回開催し其
間に益團的事務會議を隔いては如何 可 決

五、役員決定の件

廠長の各團體より一名死役員を選出し後日發表にしては如
何。との意見に對し役員留任の意見多數にて本部役員留任
に決定

六、會計審査の件

各團體より一名の委員を出し會計審査の結果全部を承認す